

R7.10 水道工事用材料品質確認要領 新旧対照表

現行					改定					備考	
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(1)	用語の定義		監督とは、契約図書(契約書、広島市水道局建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という。)及び設計図書(2))における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査(確認を含む)及び把握等を行い、契約の適切な履行を確保する業務をいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(1)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(2)	用語の定義		設計図書とは、設計書、仕様書、施工条件明示、図面、工事に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(2)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(3)	用語の定義		監督員とは、広島市水道局工事施行規程(以下、「施行規程」という。)第3条第1項により指名され、契約約款第9条第1項により通知した職員をいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(3)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(4)	用語の定義		確認とは、契約図書に示された事項について、臨場(5)若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(4)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(5)	用語の定義		臨場とは、工事現場、材料試験場等に臨むことをいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(5)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(6)	用語の定義		提出とは、受注者が発注者または監督員に対し工事にかかる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(6)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(7)	用語の定義		提示とは、受注者が発注者または監督員に対し工事にかかる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(7)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第2条	(8)	用語の定義		立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	水道工事用材料品質確認要領	第2条	(8)	用語の定義		削除
水道工事用材料品質確認要領	第5条	(6)	現場等における品質確認		工事用材料確認時には、監督員の確認状況と当該材料が判断できる写真を受注者に撮影させるものとする。なお、黒板には、工事用材料確認請求書(施工様式-40)に記入した材料名、品質規格、数量、監督員名を記入させるものとする。	水道工事用材料品質確認要領	第5条	(6)	現場等における品質確認		削除
別表(1)加熱アスファルト混合物	施工中	現場透水試験			現場透水量の測定を行う場合、監督員は立会し測定状況を確認する。(立会状況写真を撮影)	別表(1)加熱アスファルト混合物	施工中	現場透水試験		現場透水量の測定を行う場合、監督員は立会し測定状況を確認する。	見直し
別表(3)粒状路盤材及び粒度調整用路盤材	施工中	路盤の現場密度試験			現場密度の測定を行う場合、監督員は立会し測定状況を確認する。(立会状況写真を撮影)	別表(3)粒状路盤材及び粒度調整用路盤材	施工中	路盤の現場密度試験		現場密度の測定を行う場合、監督員は立会し測定状況を確認する。	見直し
別表(4)区画線	施工中	材料使用量の確認			使用した数量を確認するため、施工日毎に施工前後の量の測定を行う。(測定状況写真を撮影)	別表(4)区画線	施工中	材料使用量の確認			
別表(6)生コンクリート	施工中	現場における各種試験の測定値の確認			監督員は、荷卸し時等における各種試験及び測定時に立会し、各測定値が許容値を満足しているかどうかの確認を行う。確認は、1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回行う。(立会状況写真を撮影)	別表(6)生コンクリート	施工中	現場における各種試験の測定値の確認		監督員は、荷卸し時等における各種試験及び測定時に立会し、各測定値が許容値を満足しているかどうかの確認を行う。確認は、1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回行う。	見直し
別表(7)鉄筋	施工中	納入時ににおける確認			監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量、径等を確認するとともに、材料で圧延マーク又は表示色を確認する。(立会状況写真を撮影)	別表(7)鉄筋	施工中	納入時ににおける確認		監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量、径等を確認するとともに、材料で圧延マーク又は表示色を確認する。	見直し
別表(8)水道用資材	施工中	使用材料の確認			「使用資材届」(施工様式-14)(資料9参照)に品目、規格・寸法、納入業者及びメーカー名、 <b>備考</b> にJWWA製品・JIS製品・承認製品のいずれかを明記したものを作成させ、府内LANにて、使用材料が承認品であるかどうかの確認を行う。	別表(8)水道用資材	施工中	使用材料の確認		「使用資材届」(施工様式-14)(資料9参照)に品目、規格・寸法、納入業者及びメーカー名、 <b>摘要</b> にJWWA製品・JIS製品・承認製品のいずれかを明記したものを作成させ、府内LANにて、使用材料が承認品であるかどうかの確認を行う。	見直し

現行					改定					備考		
別表 (8)水道用資材		施工中	納入時に おける確 認		監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量等を確認するとともに、外観検査にて個々の製品について、製造メーカーの刻印(資料10参照)、公益社団法人日本水道協会の検査証印等を確認する。 <b>(立会状況写真を撮影)</b>	別表 (8)水道用資材		施工中	納入時に おける確 認		監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量等を確認するとともに、外観検査にて個々の製品について、製造メーカーの刻印(資料10参照)、公益社団法人日本水道協会の検査証印等を確認する。	見直し
別表 (9)給水装置指 定材料		施工中	使用材料 の確認		「使用資材届」(施工様式-14)(資料12参照)に品目、規格・寸法、納入業者及びメーカー名、 <b>備考</b> にJWWA製品・JIS製品・管理者指定製品のいずれかを明記したものを作出させ、管理者指定製品については、以下の一覧表により適合確認を行う。(JWWA製品・JIS製品は、製造メーカーを指定していない。)	別表 (9)給水装置指 定材料		施工中	納入時に おける確 認		「使用資材届」(施工様式-14)(資料12参照)に品目、規格・寸法、納入業者及びメーカー名、 <b>摘要</b> にJWWA製品・JIS製品・管理者指定製品のいずれかを明記したものを作出させ、管理者指定製品については、以下の一覧表により適合確認を行う。(JWWA製品・JIS製品は、製造メーカーを指定していない。)	見直し
別表 (9)給水装置指 定材料		施工中	納入時に おける確 認		監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量等を確認するとともに、外観検査にて個々の製品について、公益社団法人日本水道協会の検査証印等及び一般財団法人日本規格協会の標準(JISマーク)を確認する。 <b>(立会状況写真を撮影)</b>	別表 (9)給水装置指 定材料		施工中	納入時に おける確 認		監督員は、納入時に立会し、「使用資材届」(施工様式-14)、納品伝票にて製造メーカー名、納入数量等を確認するとともに、外観検査にて個々の製品について、公益社団法人日本水道協会の検査証印等及び一般財団法人日本規格協会の標準(JISマーク)を確認する。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	水ガラス	納入数量を、数量証明書で確認するとともに、納入前後のタンクの残量により確認を行い、 <b>その確認状況を写真撮影する。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	水ガラス	納入数量を、数量証明書で確認するとともに、納入前後のタンクの残量により確認を行う。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	水ガラス	ドラム缶の搬入及び搬出時には、数量・比重の確認を行い、 <b>その確認状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	水ガラス	ドラム缶の搬入及び搬出時には、数量・比重の確認を行う。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	セメント	セメントの搬入及び搬出時には、メーカーの納入伝票(出庫伝票)等で数量の確認を行い、 <b>その確認状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	セメント	セメントの搬入及び搬出時には、メーカーの納入伝票(出庫伝票)等で数量の確認を行う。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	セメント	工区ごと又は工事の区切りごとに、使用量の確認のため空袋確認を行う。空袋確認は、原則として、監督員立会いのうえ実施し、 <b>その状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	セメント	工区ごと又は工事の区切りごとに、使用量の確認のため空袋確認を行う。空袋確認は、原則として、監督員立会いのうえ実施させる。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	硬化剤、助 剤	硬化剤、助剤の納入時には、メーカーの納入伝票(出庫伝票)等で数量確認を行い、 <b>その確認状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	納入時に おける確 認	硬化剤、助剤	硬化剤、助剤の納入時には、メーカーの納入伝票(出庫伝票)等で数量確認を行う。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	使用材料 の確認		使用材料の確認について、監督員は立会し、材料別にブロックごと又は工事終了時に使用空袋、空ドラム缶、空缶等の確認を行うとともに、 <b>その状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	使用材料 の確認		使用材料の確認について、監督員は立会し、材料別にブロックごと又は工事終了時に使用空袋、空ドラム缶、空缶等の確認を行う。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	地盤改良 工の効果 測定		効果測定は、薬液注入工、小口径攪拌グラウト杭、大口径攪拌グラウト杭、コラムジェット工について行うものとし、監督員は、測定時に立会い、効果を確認するとともに、 <b>その状況を写真撮影させる。</b>	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	地盤改良 工の効果 測定		効果測定は、薬液注入工、小口径攪拌グラウト杭、大口径攪拌グラウト杭、コラムジェット工について行うものとし、監督員は、測定時に立会い、効果を確認する。	見直し
別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	地盤改良 工の効果 測定		確認の都度、監督員は、○○(納入書・報告書・成績表)(施工様式-26)に確認場所、確認方法、確認内容等を明記した書類及び確認状況写真を添付した「効果確認報告書」を受注者に提出させる。	別表 (10)薬液注入 など地盤改良材 料		施工中	地盤改良 工の効果 測定		確認の都度、監督員は、○○(納入書・報告書・成績表)(施工様式-26)に確認場所、確認方法、確認内容等を明記した「効果確認報告書」を受注者に提出させる。	見直し